



宮 崎 県 公 報

平成30年5月1日(火曜日) 第 2991 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

規 則

○宮崎県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則……………(都市計画課) 1

告 示

○特定計量器の定期検査の実施……………(商工政策課) 1

公 告

○大規模小売店舗の変更に関する届出……………(商工政策課) 2

○公共測量終了の通知(2件)……………(管理課) 2

規 則

宮崎県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年5月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第44号

宮崎県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県屋外広告物条例施行規則(平成5年宮崎県規則第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(条例第9条第7号の規則で定める区域) 第3条 条例第9条第7号の規則で定める区域は、市並びに北諸郡三股町、西諸郡郡高原町、東諸郡郡国富町及び綾町、児湯郡高鍋町、新富町、川南町及び都農町、東臼杵郡門川町並びに西臼杵郡高千穂町とする。	(条例第9条第7号の規則で定める区域) 第3条 条例第9条第7号の規則で定める区域は、 <u>宮崎県の区域(宮崎市の区域を除く。)</u> とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に適法に表示され、又は設置されている広告物等(以下「適合広告物等」という。)で、この規則による改正後の宮崎県屋外広告物条例施行規則第3条の区域に所在することとなったものについては、この規則の施行の日から1年間(堅固な広告物等については7年間)は、なお従前の例による。ただし、適合広告物等を変更し、又は改造する場合(軽微な変更等をする場合を除く。)は、この限りでない。

告 示

宮崎県告示第 489号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、次のとおり特定計量器の定期検査を実施する。ただし、特定計量器が特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項各号のいずれかに該当する場合は、平成30年11月1日から平成30年11月30日までの間に当該特定計量器の定期検査を当該特定計量器の所在の場所で実施する。

平成30年5月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

対象となる特定計量器	検査期間	検査受付時間	検査場所	検査区域
質量計	6月1日	午前10時から 正午まで	木城町役場	木城町全域
	6月4日	午前10時30分から 午後0時30分まで	都農町塩月記念館	都農町全域
	6月4日	午後1時30分から 午後3時30分まで	川南町役場	川南町全域
	6月6日	午前10時から 正午まで	高鍋町体育館	高鍋町全域
	6月6日	午後1時30分から 午後3時30分まで	新富町総合交流センター	新富町全域

	6月8日	午後1時から 午後3時まで	らり「ア ートスタ ジオ」 西米良村 役場	西米良村 全域	人によっては代表者の氏名 生活協同組合コープみやざき 代表理事 亀田高秀 宮崎市瀬頭二丁目10番26号 3 変更する事項 大規模小売店舗の名称 (変更前) (仮称)生活協同組合コープみやざき宮脇店 (変更後)生活協同組合コープみやざき宮脇店 4 変更の年月日 平成30年3月17日 5 変更する理由 店舗名称が決定したため 6 届出年月日 平成30年4月10日 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課 、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城 県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務 事務所総務商工センター (2) 期間 平成30年5月1日から平成30年9月3日まで 8 意見書の提出先及び期間 (1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課 (2) 期間 平成30年5月1日から平成30年9月3日まで 9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地 域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見ととも に、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売 店舗の名称を日本語により記載すること。 <hr/> 測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第 14条第2項の規定により、宮崎県公報第2939号により公告した公共 測量（デジタルカラー撮影（地上解像度16cm））が平成30年3月16 日終了した旨、新富町長から通知があった。 平成30年5月1日 宮崎県知事 河 野 俊 嗣
質量計	7月5日	午後1時30分から 午後4時まで	五ヶ瀬町 役場	五ヶ瀬町 全域	
	7月6日	午前9時から 午前11時まで	高千穂町 中央体育 館	高千穂町 全域	
	7月5日 から8月 31日まで	午前8時30分から 午後5時15分まで	宮崎県計 量検定所	五ヶ瀬町 、高千穂 町全域	
質量計	7月11日	午前10時30分から 午後2時まで	須木総合 ふるさと センター	小林市須 木全域	
	7月18日	午前10時30分から 午後3時まで	高原町役 場	高原町全 域	
	7月23日	午前10時から 午後3時まで	小林市野 尻庁舎	小林市野 尻全域	
	7月11日 から8月 31日まで	午前8時30分から 午後5時15分まで	宮崎県計 量検定所	西諸県郡 全域	
質量計	7月26日	午後1時から 午後4時まで	日之影町 中央研修 館	日之影町 全域	
	7月26日 から8月 31日まで	午前8時30分から 午後5時15分まで	宮崎県計 量検定所	日之影町 全域	

備考

検査期日は、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除く。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成30年5月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
生活協同組合コープみやざき宮脇店
宮崎市宮脇町 110番地 外9筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法